

国際通貨制度の歴史と展望

91K055 小島 靖雄

第1章 国際通貨の定義と条件

1 国際通貨 ドル

一般的に国際通貨と言えば、国際取引の決済手段として広く使用されるある特定国の国民通貨のことを意味する。現在ではドルが最も代表的な国際通貨である。ドルは世界の外国為替市場の中で国際通貨として今なお圧倒的なシェアを誇っている。ドルが国際通貨として用いられてきたのはたかだか半世紀足らずに過ぎず、近年は日本やドイツの経済大国化により円、マルクのシェアも高まってきた。けれども、円やマルクがドルに代わる国際通貨になったかと言えば答えはノーである。これらの通貨はまだ国際通貨としての条件を満たしているとは言えず、これからも国際通貨ドルの時代は以前ほどの隆盛はなくとも当分は続くだらう。

2 国際通貨の定義

国際通貨とは、財・サービスなどの国際貿易や資本取引に際して、価格の表示・決済に用いられる通貨のことと定義することができる。あるいは民間経済主体と各国政府もしくは通貨当局によって国際流動準備として保有される通貨と定義することができるかもしれない。いずれにせよ国際通貨をこの様に定義しても、実際には時代によって国際通貨は異なっているため、普遍的な国際通貨となりえる通貨は今だ存在していない。結局のところ、各国の民間経済主体と政府もしくは通貨当局がある特定国の国民通貨を国際通貨とみなし、国際取引に用いたり準備として保有している通貨が国際通貨であるといえる。

では、国際通貨として備えるべき基本的条件とは何か。これについては、多くの経済学者が論じているが、基本的には次の4つの条件を満たす必要があると考えられる。すなわち、(1) 通貨価値の安定性（購買力の安定性）、(2) 取引される市場の規模が大きく制約が少ないと（当該通貨に関わる金融市場の整備）、(3) 経常勘定および資本勘定における交換性の維持、および(4) 国際的な信認（国際通貨として通用するという信頼感と歴史的伝統）である。⁽¹⁾ 上記のうち(1)と(4)は国際通貨としての信頼感を与え、(2)と(3)は国際通貨の利用の便利さを付与するものである。

金やSDRは国際通貨になり得ないだろうか。確かに金は国際通貨としての歴史の点では群を抜いている。19世紀の金本位体制をはじめ、固定相場制において金は欠かすことができなかつた。しかし他の点では劣っていると言える。現実に、金は国際取引の決済にもはや用いられないし、金を価値尺度にした取引も現在はほとんどない。価値の安定の見地からも、金を国際通貨とする利点は少ないと言える。SDR（IMFの特別引出権）にも、民間取引に用いられない、規模が小さいなど幾つかの難点がある。また価値の安定という面で問題がないと言えない。

3 通貨の国際化の経済的条件

国際通貨として四つの基本的条件が必要であると上に述べた。今度は、そのような基本的条件を可能にさせる背後の経済的条件は何かという点である。

ある特定の通貨が国際通貨になるためには、前記4条件に対応して次の四つの状態が実現される必要がある。⁽²⁾

- (1) 当該国の経済規模が十分大きく、世界貿易、資本取引に占めるシェアが高いこと。
- (2) 政策当局が節度のある財政金融政策を運営し、インフレ率とその変動幅を低水準におさえて通貨価値（購買力）の安定性に関する信認を確立させること。
- (3) 為替・資本取引が自由・開放的であり、居住者・非居住者が差別なく当該国金融市场にアクセスができ、広範かつ多様な金融資産・債務の取引を行うことができること。
- (4) 当該国が経常収支黒字国、資本の純輸出国であること。

まず第一に、当該国の経済規模、金融資産残高が絶対的に大きいことが必要条件である。当然のことながら、経済規模が大きければ大きいほど、世界経済に占める当該国通貨建ての財・サービス取引額シェアや金融・資本取引額のシェアが大きくなる。つまり、世界市場で当該国商品の需要・供給が価格決定に大きな影響を及ぼすことを意味する。それにより、国際商品市場における当該国の生産者と消費者による価格形成能力・交渉力が高まり、当該国通貨の使用度も高まる。金融市场においても同様なことが言え、当該国の資金運用者や調達者による国際金融市场での影響力・交渉力が高まり、当該国通貨の使用度が高まると考えられる。

第二に、当該国が通貨価値（国内外の購買力）の安定性の維持に力を注いでいることが重要である。通貨価値の安定性を維持するためには、節度のあるマクロ政策（特にインフレなき安定的な金融政策）を維持することが不可欠である。そのことが、居住者と非居住者による当該通貨への信頼性を高める。通貨に対する信頼性が高まるにつれ、その通貨を国際通貨として使用・保有する者が増加する。しかしながら、そのような信頼性を確立するのは容易ではなく、通常は長い年月を要する。

第三に当該国の通貨当局が、為替管理を行わないこと、資本取引に規制を加えないことである。居住者と非居住者の区別なく当該国通貨による貿易の決済、資金の運用・調達を低成本で行うことができ、なおかつ適確な情報が提供されるようになれば、当該国は国際金融の中心地としての役割を果たすことができる。そのためには国内に自由で開放的・効率的な金融・資本市場が形成されることが必要である。通貨が国際化するためには、国際金融・資本市場が確立し、広範かつ多様な流動資産・債務が大量に取引されなければならない。国際金融の中心地として機能するためには、当該国に高度の金融技術、経験、情報が形成・蓄積される必要があると言える。

第四に、当該国が資本輸出国であり、対外純資産国であることが必要である。この様な国においては、余剰資本が存在しているために、通常は利子率が低く、非居住者は低金利でその国の通貨を利用することができる。対外貸付けにおいては、普通は貸す側の方が借りる側よりも交渉力が大きいため、貸付けは貸す側の通貨で行われやすく、対外金融資産は投資国通貨建てで保有されやすい。対外純資産国の供与する国際信用、金融サービスを利用する国々は、その国の通貨を利用して外国為替取引を行うだろう。言うまでもなく、ある国が対外純資産国になるためには、国内で投資を上回る貯蓄があり、長期的にわたって経常収支黒字が維持される必

要がある。

以上のように四つの条件を満たすと、当該国通貨は居住者のみならず非居住者の間にも広がる。諸外国の民間経済主体が当該国通貨を中心的な国際通貨として貿易、資本、為替取引に利用するようになれば、それら諸外国の通貨当局も当局国通貨を基準・介入・準備通貨として使用・保有する可能性が増大するだろう。⁽³⁾

注

- (1) 伊藤隆敏編『国際金融の現状』シリーズ現代金融3、有斐閣、1992年、279頁。
- (2) 伊藤隆敏編 前掲書、287～88頁。
- (3) 伊藤隆敏編 前掲書、289～90頁。

第2章 経済的霸権の盛衰

1 イギリスの全盛

「1900年まで、イギリスは世界の地表の五分の一以上を支配し、世界人口の四分の一を統治した。…産業面でのイギリスの君臨は、19世紀中頃に頂点に達した。当時、世界で製造された商品の三分の一がイギリス製であった。イギリスは、世界の石炭・鉄・綿製品の半分、そして鉄鋼のほとんど半分を生産した。これを足場に、イギリスは世界貿易の四分の一を管理し、商業・金融上の堅固な支配を作り上げた。1890年においてさえ、イギリスはなお、世界の製品輸出の三分の一を占め、イギリス船舶の登録トン数は、それを除いた全世界の船舶トン数より多かった。ロンドンは新しい資本主義経済において他を寄せつけない商業・金融の中心地であった。国際通貨システムは、金本位制とポンド・スターリングを軸とし、イギリスの海外投資は、1941年までに、なんと総計40億ポンドに達していた。⁽¹⁾」

19世紀から20世紀初頭にかけてイギリスは産業革命を背景とした世界貿易制覇と発達した金融市場を手中にした。同時に1816年の金本位法の制定によって、イギリスは不変の金価値を維持することになる。ポンドはこの安定した価値と世界における圧倒的な経済、政治力を背景に国際通貨としての条件を満たすことになった。

2 衰退のはじまり

1910年代初頭、イギリスは蓄積された富を背景に、大量の商品とサービスを輸入していた。当然のことながら、商品・サービスの貿易収支は赤字であった。だが、海外投資による投資収益が、貿易収支の赤字をカバーしてなお余りある黒字を残していた。1926年、イギリスの投資収益がついに商品・サービス貿易収支の赤字に及ばなくなり、経常勘定の収支戻がはじめて赤字になった。⁽²⁾ こうなった原因には幾つかあるが、ひとつにはイギリスの相対的な経済衰退があげられる。これは主要各国が、イギリスに遅れながらも産業革命を迎え生産性を向上させたからである。また20世紀に入ると、他の国々は経済的にも政治的にもイギリスに対して相対的な遅れを取り戻したのである。二つ目に、第一次世界大戦があった。この戦争は、従来とはまったく違う戦争となった。科学の発達や技術革新により、戦いは自国、敵国を問わず、国民・國力の総力戦となつた。この戦争にイギリスは勝利したものの経済的に疲弊してしまつた。戦争

被害とアメリカからの莫大な戦債はイギリスの財政を圧迫し、なおかつヨーロッパの購買力の減退などによる輸出不振が追い討ちをかけた。こうした状況の中、イギリスはさらなる危機を迎えることになる。1929年ニューヨークの株価暴落から端を発した世界恐慌である。アメリカ経済の破綻はアメリカに依存していた国々をも直撃した。この結果、イギリスの経済は長期的な相対的衰退に入った。こうした状況を背景にポンドは国際通貨としての力を徐々に失い、代わってドルが国際通貨として台頭することになるのである。

注

- (1) Andrew Gamble, *Britain in Decline*, 1981, p. xv.
- 都築忠七・小笠原欣幸訳『イギリス衰退史 100年史』、20~21頁.
- (2) 宮崎義一『ドルと円』岩波書店、1988年、226頁.

第3章 戦後の国際通貨体制

1 プレトン・ウッズ体制

1944年7月、アメリカを中心とする連合諸国は国際通貨金融会議をアメリカのニューハンプシャー州プレトン・ウッズで開いた。この会議は、恒久的国際機関の設立とその機関を通じての国際協力により戦争の再発を防ごうと望んだアメリカの理想主義の現れであった。また、その後、数十年も続く世界経済の制度的枠組みを築いた画期的な出来事であった。この会議の成果は、第二次世界大戦開始直後からすでに戦後の金融・経済体制の検討を始めていたアメリカとイギリスによる周到な計画と準備の集大成であったと言える。この会議に参加した各国は、第一次世界大戦後の経済的混乱の反省、つまり時勢にそぐわなくなった金本位制の硬直的かつデフレ的側面、変動相場制を濫用した近隣諸国窮屈化政策、そして通貨の流動性を損なう貿易縮小的為替規制を避けることを新しい制度に期待した。⁽¹⁾

1943年、ケインズの率いるイギリス代表団とホワイトの率いるアメリカ代表団はワシントンで合同専門会議を開いた。翌44年6月には、両国を含む17カ国の代表をニュージャージー州アトランティック・シティに集め、草案作成のための予備的会議を催した。続いて、同年7月プレトン・ウッズにおける国際通貨金融会議において、戦後の基軸的国際金融機関としての国際通貨基金（IMF）と国際復興開発銀行（IBRD）を設立するための「プレトン・ウッズ協定」が調印された。国際通貨基金をどのような性格のものにするかについてこれら会議の中で討議されたのは、アメリカのホワイト案とイギリスのケインズ案であった。ホワイト案が設立を提案した機関は加盟国の出資による「国際安定基金」であり、出資金の一部は金で、残りは自国通貨で出資するというものであった。この制度では、赤字国は一定の限度の範囲で「国際安定基金」から他国の通貨を借りることができるとされた。つまり、ホワイト案は近年における金本位制から金為替本位制への歴史的推移が生んだ慣習にしたがって、金本位制では困難であった国際流動性の増加を「国際安定基金」によって作り上げようとしたものだった。これに対してケインズ案は、「国際清算同盟」の設立を提案したもので、ちょうど中央銀行が市中銀行の口座を持つように「国際清算同盟」が、加盟国の中央銀行の口座を持ち、管理するというものであった。この制度では、赤字国は清算同盟から一定限度の当座借越しをすることが許さ

れ、国際収支赤字のファイナンスを一定限度内で自動的に行うことができるとされた。この様にして、ケインズは各国政府、もしくは通貨当局の拡大的マクロ政策に対する国際収支の制約を弱めようとした。⁽²⁾

この両案のうち結局はアメリカのホワイト案が採用された。経済力と政治的立場に勝るアメリカは、イギリスに対して強く譲歩を求め、その結果イギリスの主張を若干取り入れて修正したホワイト案が採択された。⁽³⁾ この会議は、言い換えれば今後の主導権を握りたいアメリカと今なお国際舞台の表舞台に立ち続けたいイギリスとの争いでもあった。

忘れてならないのは、両案とも第二次世界大戦開始直後から構想が練り始められたことである。二度にわたる世界大戦の勃発が、大戦中や両大戦の間の経済運営に対する反省を促したといえる。例えば、独占資本主義発達による生産過剰と世界貿易の伸びのアンバランス、為替危機をめぐる主要国の対立と破壊的な為替切下げ競争、帝国主義あるいは独裁政権の台頭など政治・経済両面にわたる混乱は、自由主義や資本主義それ自体の危機として受け取られた。したがってアメリカやイギリスは第二次世界大戦を契機として、いずれ迎える戦後の世界経済の運営の構想を練っておく必要があった。このような背景をもとに、ブレトン・ウッズ協定に基づいたIMF協定が締結されたのである。

2 IMFの設立目的

IMF協定によるとIMFは6つの目的をもって設立された。

- (1) 国際通貨問題に関する協議と協力の場を提供すること。
- (2) 国際貿易の拡張を促進し加盟国の経済成長に寄与すること。
- (3) 為替レートの安定化を促進し秩序ある為替制度を維持すること。
- (4) 多角的決済制度の確立と為替規制の廃止に寄与すること。
- (5) 加盟国による国際収支不均衡の是正のための資金援助を行うこと。
- (6) これらの手段により国際収支の不均衡を軽減すること。

この中で(2)と(6)はIMFの活動によって得られるべき間接的な結果であるから、IMFの直接的な役割を簡約すれば、国際通貨問題の討議の場、加盟国に安定的かつ自由な為替制度維持を義務づける監督機関、加盟国の国際収支調整のための融資をする金融機関という3つの側面があるといえる。⁽⁴⁾

3 IMFの特徴

IMFは、キー・カレンシー・システム（基軸通貨制度）である。このシステムは、国際流動性の供給が世界経済をリードする大国の通貨によって行われる制度である。第二次世界大戦後、そうした大国はアメリカにおいて他になかったから、ドルがキー・カレンシーすなわち基軸通貨となった。「基軸」という表現から理解できるように、ドルは世界各国の通貨価値を決定する基礎であり、一国の国民通貨の枠を越えた国際通貨体制の中心となった。ドルは他の国にとっては価値の基準通貨であると同時に、準備通貨であり、決済通貨であった。この体制の下では、世界経済の安定的発展は基軸通貨の安定的発展に依存する。アメリカはドルを基軸通貨にすることにより国際通貨の特権を獲得したが、その反面、世界経済の安定的発展という大きな責任と義務を負うことにもなった。ドルが不安定となればこのシステムそのものにも不安定をもたらし機能不全を招きかねないと言えた。

IMF制度の特徴として、ドルとその他の通貨とでは調整手段が異なる。すなわち、アメリカにとってドルを支えるためには金準備が必要条件であるが、他の国々にとっては金・ドルの準備総額が必要条件となる。他の国々にとって、ドルは国際取引や決済のための通貨であり、通貨価値を安定させるための準備通貨でもある。それに対して、アメリカは自国通貨ドルの価値を金でしか維持することができない。IMF制度ではドルと金は等価交換であるから、アメリカ以外の国々は、保有する金とドルの準備総額により自国通貨の相対価格・価値（IMF平価）を維持できる。アメリカはドルが自国通貨であるためドルを国際通貨でもあるドルで支えることができないのである。

4 IMFが課した義務

IMFでは加盟国に為替レートの安定化と為替規制の撤廃を義務として課している。まず「為替レートの安定化」とは固定相場制を意味しており、IMF協定は、各加盟国が自国通貨の平価（IMF平価）を金に対して定め、自国通貨の為替レートの変動を市場介入によってIMF平価の上下1%以内に抑えることを義務づけた。ただし、国際収支上明らかな不均衡が存在する場合、加盟国はIMFに対して自国通貨の平価の変更を要求することができ、10%以内の変更であれば、IMFはこれを認めなければならないとされた。このためIMFの固定相場制は、いったん固定された平価の変更が可能なため、後に「調整可能な釘付け相場」とも呼ばれるようになった。「為替規制の撤廃」の義務については、経常取引に対する規制は原則として許可されないものとした。これらの義務は、通貨の国際的な信頼と流通を保証することにより多角的決済制度を確立し、国際貿易の拡大に寄与することを目的としていた。

5 IMFの業績

IMF制度が成立してから1971年のニクソン・ショックに至るまで、多少の問題はあるにせよIMF制度は幾つかの業績を残してきた。その内の一つには、国際協調を各国に順守させたことである。これは60年代の終り、ヨーロッパで国際通貨不安・為替相場の調整が相次いで起きたが、大戦中のような有害な為替切下げ競争にならなかった。次に、為替の安定を維持できたことである。ヨーロッパ通貨で多少の問題があったが、一応為替相場は平価の±1%以内に維持されてきた。これは各国の通貨当局が為替維持の為に忠実に介入してきたためである。こうした為替の安定は、国際貿易の拡大におおいに貢献した。最後に、加盟国にとってIMF制度は国内経済政策の指針となった。為替維持の経済運営は、間接的に国内経済の安定にも有効であった。

注

- (1) 伊藤隆敏編 前掲書、91~92頁.
- (2) 伊藤隆敏編 前掲書、92~93頁.
- (3) 古海健一 ビジネスゼミナール『外国為替入門』日本経済新聞社、1990年、330頁.
- (4) 伊藤隆敏編 前掲書、94頁.

第4章 IMF制度の崩壊

1 戦後の状況

戦後の荒廃した世界情勢の中で、アメリカだけが強力な生産力と蓄積された富によって強大な経済力を誇っていた。これは二度の世界大戦がありながら、アメリカ本土は一度も戦災を受けなかったことと、戦地である欧州大陸から離れている地理的条件を背景に連合国の中堅拠点となり、特需の恩恵で巨額の富を得たからである。アメリカを中心とする国際通貨体制はIMFの創設と加盟国の平価設定によりスタートしたが、戦後の復興を急ぐ加盟国は深刻なドル不足に直面することになった。

深刻なドル不足のため、多くの国はドル通貨圏からの輸入を制限するための為替規制を課した。同時に国内経済を引き締め、通貨の交換を制限した。例えば、イギリスはポンドで決済する「スターリング・ブロック」の機能を活用して、ドルの為替規制を制限していた。IMFはドル不足に悩んでいる国が国際収支の悪化の際に、さらに厳しい規制を敷くことがないように、1950年代後半から国際収支の改善を支援するための金融融資プログラムを確立し対応した。⁽¹⁾その結果、58年にヨーロッパの主要各国は非居住者が保有する自国通貨を無条件でドルに交換することを保証した「対ドル交換性」の回復に踏み切ることになった。

2 IMF制度の動搖

1960年代に入ると、アメリカの国際収支（经常収支）は赤字に転じた。理論的には、通貨の国際流動性は基軸通貨国の赤字によって供給されるとされ、アメリカの国際収支が改善すれば世界経済の成長に見合うだけの流動性の供給が維持できないと考えられていた。その一方、アメリカの国際収支赤字は国際流動性の供給源にはなっても、同時にドルへの信認をゆるがせるものであるから、決して望ましいものではなかった。この流動性のジレンマというべき問題が、アメリカの国際収支赤字によって表面化した。60年代の初めには、アメリカ以外の国・民間経済主体が保有するドルは、アメリカ自身が保有する金の総額を越えるまでに達した。こうした状況を背景に、ドルに対する不安は増大し、金への兌換が活発になった。このためアメリカからの金流出が恒常化し、アメリカの保有する金は減少し続けた。ドルはIMF体制の基軸であったから、こうしたドル危機はIMFそのものの危機でもあった。アメリカはドルを防衛するために幾つかの政策を行った。例えば、金に関してはアメリカはヨーロッパ7カ国と「金プール」を設立する紳士協定を結んだ。その他にも、ドルを保有する各国政府に対してドル価値の保証として、スワップ協定の締結やローザ・ボンドの発行といったドル防衛策を行った。しかし、これらは技術的な防衛策であった。アメリカの国際収支そのものの改善を欠く状態ではこれらの政策にも限界があり、ついにはIMF制度の終焉を迎えることになる。

3 IMF制度の終焉

1970年1月、フランとマルクに投機的なアタックが起き、フランの切下げとマルクの切上げが余儀なくされた。しかし、IMF平価にもとづく固定相場制度への不安は解消されなかった。翌71年5月、再びマルクに投機的なアタックが起きた。このため西ドイツはドルの買い支えを諦め変更相場制に移行した。その措置によってマルクに対する投機は落ち着いたが、ドル危機に対する直接的な対策ではないためドルに対する不安は続いた。

こうした状況の中で、イギリスが多額の金の交換を求めた。アメリカは、これが保有する金の大規模な取扱を促すことになることを恐れ、1971年8月15日ニクソン大統領の「新経済政策」を発表した。いわゆるニクソン・ショックと呼ばれるもので、この「新経済政策」は次のような内容であった。⁽²⁾ (1) ドルと金との交換性の停止 (2) 10%の輸入課徴金 (3) 対外援助の10%削減 (4) 価格統制 (5) 失業対策として所得減税や自動車物品税などの財政措置、などであった。この声明が与えた衝撃は強烈で、このためヨーロッパ主要各国の為替市場は1週間にわたって閉鎖された。このニクソン大統領の「新経済政策」の発表により、IMF制度の中心柱である「平価制度」と「ドルの金交換性」は崩れ去り、8月末までにすべての主要通貨は変動相場制に移行することになったのである。

4 スミソニアン体制の発足と崩壊

ニクソン・ショック以来4カ月にわたって協議を重ねた各国は、1971年12月17、18日の両日に、ワシントンのスミソニアン博物館で10カ国蔵相・中央銀行総裁会議を開いた。この会議で各国はすみやかにドルを基軸とする固定相場制に戻すことを確認した。この会議の合意により、ドルは金1オンス当たり35ドルから38ドルに切下げられた。また、日本円は旧ドル平価に対し、16.88%、西ドイツ・マルクは13.58%、イギリス・ポンドは8.57%切上げることになった。この新しい基準の為替レートはセントラル・レートと呼ばれ、IMF平価に対して暫定的な意味を与えられた。ちなみに、セントラル・レートを「平価」としなかったのは、介入義務を伴うIMF協定上の「平価」を復活するのを望まなかったからである。

表1 スミソニアン合意に基づく公定為替相場の調整

	対ドル公定相場（1米ドル当たり）	同上旧レート	対ドル切上げ率（%）	対金切上げ率（▲切下げ）（%）
日本円	308	360	16.88	7.66
米ドル	—	—	—	▲7.89
西ドイツマルク	3.2225	3.66	13.58	4.61
フランスフラン	5.1157	5.55419	8.57	0
英ポンド	2.6057	2.400	8.57	0
イタリアリラ	581.5	625.0	7.48	▲1.00
オランダギルダー	3.2447	3.62	11.57	2.76
ベルギーフラン	44.8159	50.0	11.57	2.76
スウェーデンクローネ	4.8129	5.17321	7.49	▲1.00
イスラエル	3.84	4.0841	6.36	▲2.03

(注) 1. 英ポンドはポンドからみた外貨建てで表示。

2. 切上げ、切下げ率はIMF方式。

3. カナダドルはフロート。

(出所) 古海健一『ビジネスゼミナール『外国為替入門』』、日本経済新聞社、1990年。

セントラル・レートの設定と同時にレートに対する変動幅も新しく設けられた。新たに設けられた変動幅は、ブレトン・ウッズ体制の±1%から±2.25%に拡大された。この新しい変動幅はIMF協定上の違反であったが、カナダを除くすべての主要国の通貨はとりあえず固定相

場制を維持するようになった。

しかしスミソニアン体制は長くは続かなかった。1972年6月、イギリスの国際収支の悪化からポンドが投機的アタックを受けた。このためイギリスは変動相場制に移行し、スターリング・ロックは解体した。翌年には、イタリアが金融取引に適用されるリラを変動相場制に移行させ、続いてスイスが全面的に変動相場制に移行した。スミソニアン合意にもかかわらずアメリカの国際収支は改善しなかったために、投機的なドル売りが始まった。73年2月12日、アメリカ政府がドルをスミソニアン合意からさらに10%切り下げる（金1オンス当たり 42.22ドル）ことを発表したが事態は収まらず、日本政府は2月14日から円を変動相場制に移行させた。ヨーロッパ諸国の各政府はドルの切下げを一時的に受け入れたが、投機的目的とした資本移動が活発なため、各国は固定相場の維持を諦めた。3月19日には、すべてのヨーロッパ主要通貨は変動相場制に移行した。こうしてブレトン・ウッズ体制の柱である「平価制度」を回復させようとする試みはわずか一年余りで失敗に終わった。これ以後、主要通貨は全面的に変動相場制の時代に突入することになる。

注

- (1) 伊藤隆敏編 前掲書、99頁。
- (2) 古海健一 前掲書、342頁。

第5章 国際通貨・円の展望

現在の国際通貨制度は一般に「総フロート制」を呼ばれている。これは世界の主要通貨がお互いに変動相場制を維持しているという意味である。ただし、すべての通貨が変動相場制を取っているわけではない。どちらにせよ、今なお国際通貨制度の中心がドルであることに変わりはない。現に各国の為替レートは外貨建てで、つまりドル建てで自国通貨の平価を表示していることでも明らかである。だが、そのドルに力のかげりが見え始めて既に久しく、恒常的な弱体化が完全に止まつたとは言い難い。アメリカの長期的な経済の低迷と巨大な累積赤字が、ドルの価値と信認を折りに触れては脅かす。その一方で日本、ドイツなどは経済の大國化により逆に自国通貨の力を強めてきた。

表2 通貨当局保有の外貨の通貨別構成比
(単位: %)

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
円	4.2	4.7	5.0	5.8	8.0	7.9	7.5	7.7	7.9
米 ド ル	71.5	70.5	71.4	70.1	64.9	67.1	67.2	64.9	60.2
英 ポ ン ド	2.1	2.3	2.5	2.9	3.0	2.6	2.4	2.8	2.7
西 独 マ ル ク	12.8	12.4	11.8	12.7	15.2	14.6	14.4	15.7	19.3
仏 フ ラ ン	1.3	1.0	0.8	0.8	0.9	0.8	0.8	1.0	1.3
ス イ ス フ ラ ン	2.7	2.7	2.4	2.0	2.3	2.0	2.0	1.9	1.7
オ ラ ン ダ ギ ル ダ	1.1	1.1	0.8	0.7	1.0	1.1	1.2	1.1	1.1

(出所) IMF年次報告

世界各国の通貨当局が保有する外貨準備の通貨別構成比推移を見ても、ドルは1981年には71.5%のシェアだったのに対して、89年には60.2%に減少した。逆にマルクは81年の12.8%から89年には19.3%に、そして円は81年の4.2%から89年には7.9%に増加している。これを見るだけでも円、マルクの躍進は著しいといえる。しかし、これらの通貨がドルに代わって国際通貨になったか、と言えば、答えは第1章に述べたとおりノーである。現在ドイツはEMSにかかわっており、また東ドイツとの統合により経済的に不安を抱えている。日本円はどうか。円は国際化という点ではドルには遠く及ばないが、一応着実に進んでいると言える。円の国際化の進展には幾つかの要因があるが、第一に世界経済の中で日本経済の占める割合が増大したこと、特に国際貿易・資本取引において日本の比重が増大したことが挙げられる。第二に日本のマクロ経済政策が、インフレ率を低水準に抑えてきたことである。これにより、円の通貨価値の安定に関する信頼を高めることができた。第三に国内金融市場の自由化や資本取引に関する規制の緩和・撤廃により市場が整備されてきたことである。最後に、日本は持続的な経常黒字により、債権国として対外資産を拡大してきたことである。以上のように、これらの要因はすべて、IMF制度発足時のアメリカと状況が似ている。円の国際化が着実に進んできたことの背景である。

円の国際化は日本経済の規模からみても、あるいはドルは無論のこと、マルクの国際化の程度と比べてみても依然低水準にあることは否定しえないが、これからも円の国際化が順調に進めば、円が支配的な国際通貨の一つとしていっそう重要な役割を果たすこととなろう。それは必ずしも円がドルにとって代わり基軸通貨になることを意味するものではないが、将来国際通貨制度が複数通貨の制度として実現するならば、ドル、マルクもしくはECUに加え、円もまた国際通貨制度上の準基軸通貨といった機能を果たすことは容易に想像できる。あるいは、ドルがグローバルな基軸通貨、マルク(ECU)が欧州の基軸通貨、円はアジアの基軸通貨といった役割分担になるのかもしれない。